

第1回国立市保育審議会会議録

日 時 平成26年7月16日(水) 午後7時～午後9時

会 場 国立市役所3階 第1・第2会議室

出席委員 委員 10名

(新開 よしみ 竹内 幹 山口 千恵子 津田 知佳子
川田 あゆみ 成塚 久美 神田 憲治 川上 冴子
小島 幸子 大瀧 みどり)

内 容

- ・会議の開始に先立ち、子ども家庭部長より本会の目的について説明。
- ・本会の会長が選任されるまで子ども家庭部長が司会をつとめることとした。
- ・市長から各委員へ委嘱状を交付
- ・委員の互選により会長に新開氏、会長の指名により副会長に竹内氏が選任された。
- ・市長から会長へ諮問書が手渡された。

1. 審議会の運営について

【事務局】 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、これから国立市保育審議会を開催したいと思います。

現時点で本審議会の会長がまだ決定しておりませんので、当分の間、私、国立市子ども家庭部長の馬橋と申しますが、進行のほうを務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会でございますが、委員の委嘱、それと会長の選任、諮問書の送付、あと今後のスケジュール、それと子ども・子育て新制度と保育料等について議事の中で取り扱ってまいりますので、よろしくお願いします。

まず配付資料でございますが、机上に置かせていただいておりますけれども、ナンバー1から7まで7つございます。資料をご確認いただいて、不足、乱丁等ございましたらお申し出ください。

まず資料1、国立市保育審議会委員名簿になっております。それと資料2、国立市保育審議会条例、資料3、諮問書、これは写しでございます。資料4、子ども・子育て支援新制度、保育料について、資料5、利用者負担について、資料6、新制度における国が示した保育料について、最後に資料7、一番最後、スケジュールをおつけし

ております。よろしいでしょうか。

それでは最初に、これから委員になられます皆様に対して、市長より委嘱状を交付したいと思います。それでは、こちらから各委員さんのお名前をお呼びしますので、前のほうにおいでいただきたいと思います。各順番に回りますので、よろしくお願いいたします。

【市 長】 委嘱状を交付させていただきます。

委嘱状。新開よしみ様。

国立市保育審議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成26年7月16日から答申の日まで。

平成26年7月16日。

国立市長、佐藤一夫。

よろしくお願いいたします。

以下同文とさせていただきます。

委嘱状。竹内幹様。以下同文とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委嘱状。大瀧みどり様。以下同文とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委嘱状。成塚久美様。以下同文とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委嘱状。川田あゆみ様。以下同文といたします。よろしくお願いいたします。

委嘱状。津田知佳子様。以下同文といたします。よろしくお願い申し上げます。

辞令。なかよし保育園園長、小島幸子。国立市保育審議会委員を命ずる。

平成26年7月16日。

国立市長、佐藤一夫。

よろしくお願いいたします。

委嘱状。川上冴子様。以下同文でございます。よろしくお願い申し上げます。

委嘱状。神田憲治様。以下同文といたします。よろしくお願い申し上げます。

委嘱状。山口千恵子様。以下同文とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 ありがとうございました。

続きまして、国立市長より挨拶をさせていただきます。市長、よろしくお願いいたします。

【市 長】 ただいま委嘱状を交付させていただきました。暑い期間、非常に大変だと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

きょう『読売新聞』を見て、トップ記事を見てびっくりしたのは、全国知事会が少子化非常事態宣言なるものを昨日採択されたということがトップ報道で載っております。さかのぼること2カ月前、5月には前総務大臣がやはり若い女性の減少化警報を出して、その数たるや消滅自治体が出てくると、東京においては豊島区が名指しをされたというショッキングなデータも公表されております。

国立市も現在、少子化、真ただ中であります。今、最新のデータとしましては24年度の末なのですが、合計特殊出生率、女性の方が生涯産んでいただけるという推計

数字でございますが、1. 16ということで、全国平均は昨年になりますが1. 43には遠く及ばない。ましてや人口が平均を推移するという2. 07人まではもっとも遠い数値となっております。これが実態であります。

国立市は、このようなことを踏まえながらもどうにかしなければいけないということは、これまでもずっと考えておるのですが、なかなか妙したるものが見つからない。まして今、この子ども・子育て支援法が平成24年8月に成立してからも、少子化の方向はとどまらず、保育園にあつては9園で40人弱の待機児童があるわけですが、9園ある幼稚園にあつては、定数から見ると、その稼働数といいますか、充足率は6割にも満たないというようなことがあります。施設間に、これは保育園、幼稚園ということがあるのですが、施設間にアンバランスがあるのもまた事実であります。

政府が、我々の世界でものをしゃべると、幼保一元化というふうなことで、幼稚園と保育園の文科省、厚労省の管理のもとに一元化ということがあったのですが、それもままならなかったのですが、ここに来てそれに似たるものが出てまいったわけでございます。認定こども園の移行とか、施設給付型の施設等が、給付費の施設等が提案されているわけです。しかし、なかなかそのこともまだ各施設においては様子見というようなことがありまして、なかなか移行について手を挙げられる幼稚園は少ないというのが実態であります。

それにここでもわかに必要となってきたのが、5月の末でしたか、公定価格がやっと提示されてまいりました。提示されたことによって、27年度から始まる施設型給付費を条例化しなければいけないということで、その保育料金の数値を固めなければいけないということが浮上してまいりました。今般の委嘱状に当たっては、このことを先生方にきちっとお決めいただき、具体的な数値を賜ればありがたいと思っております。

大変な時期にいろいろと委嘱状をご受理いただきましてありがとうございます。これからその答申を私どものほうで待たせていただくということになりますので、慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございます。本日は各委員さん初めての顔合わせとなっております。ここで初めてということで、簡単に自己紹介をいただきたいと思います。資料ナンバー1のほうに各委員さんのお名前を出しております。間違いがあるかどうかご確認いただいた上で、この各委員さんのご紹介をいただきたいと思います。まずお名前をお呼びします。山口千恵子委員さん、よろしいでしょうか。簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】 こんにちは。私、民生児童委員のほうで、東部地区の地区会長を務めさせていただいております山口千恵子と申します。国立市の民生児童委員は東部と西部と各1名ずつが地区会長に出ておりまして、代表会長は、一応今回は西部から出ております。私は東部地区ということで、今回、こちらのほうに出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして神田憲治委員さん、よろしくお願いいたします。

します。

【委員】 私立保育園が8つあるのですが、その代表ということで出席させていただきました。国立保育園長の神田憲治と申します。よろしくお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして川上冴子委員さん、よろしくお願いいたします。

【委員】 川上冴子と申します。よろしくお願いします。

【事務局】 ちょっとお時間がありますので、お名前だけでも結構です。よろしくお願いいたします。

小島幸子委員さん、よろしくお願いいたします。

【委員】 国立市立なかよし保育園でこの4月から園長になりました小島幸子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして、津田知佳子委員さん、よろしくお願いいたします。

【委員】 国立文化幼稚園から来ました津田知佳子です。よろしくお願いします。

【事務局】 続きまして川田あゆみ委員さん、よろしくお願いします。

【委員】 公立保育園4園を代表させていただきます川田あゆみと申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして成塚久美委員さん、よろしくお願いいたします。

【委員】 はじめまして、私立保育園の代表をさせていただきます成塚久美と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして大瀧みどり委員さん、よろしくお願いいたします。

【委員】 市民委員として務めさせていただきます大瀧みどりと申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして竹内幹委員さん、よろしくお願いいたします。

【委員】 よろしくお願いします。竹内幹です。一橋大学で公共経済学を専門にしております。私も6歳と2歳の子どもがいて、きょうも朝、保育園に子どもを送ってきました。保育園ユーザーです。よろしくお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして新開よしみ委員さん、よろしくお願いいたします。

【委員】 はじめまして、東京家政学院大学で保育者養成をしております。保育者、教育者、小学校教諭と幼稚園教諭と保育士の養成を12年ほどしております。その前は心理相談員として子ども家庭支援センターであるとか保健センターで勤務しておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして委員さんの紹介が終わりましたので、事務局のほうのご紹介をさせていただきます。

私、子ども家庭部長の馬橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それと児

童青少年課長でございます。田代でございます。

【事務局】 児童青少年課長の田代でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 その隣が保育幼稚園係長の吉村でございます。

【事務局】 保育幼稚園係の係長です吉村です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、同じく保育幼稚園係の斉藤でございます。

【事務局】 保育幼稚園係の斉藤と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして保育幼稚園係、同じく石川でございます。

【事務局】 石川と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第のほうで、まず会長及び副会長の選出について入らせていただきます。本日配付いたしましたナンバー２、ごらんいただけますでしょうか。こちらのほうに国立市保育審議会の条例がございます。これの第４条の１項、こちらのほうに審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めとなっております。きょう１０名の委員がおりますので、この中から互選により決定していきたいと思っております。まず委員の選任に当たり、まずこの互選に当たり委員の中でご意見をお聞きした上で決めていきたいと思うのですけれども、もしご意見がございましたらよろしくお願いいたしますと思うのですけれども。

神田委員さん、よろしくお願いいたします。

【委 員】 会長さんには、この分野で大変造詣が深い新開よしみ先生にお願いしてはどうかなというふうに思います。

【事務局】 今、神田委員さんから新開さんのほうということでお話があったのですが、どなたかほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら新開委員さんのほうに会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、新開先生、まずお席のほうへ。

【会 長】 互選に基づいて会長を務めさせていただきます。力不足だと思いますけれども、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして副会長の指名を行ってきたいと思います。こちらのほうに同じく先ほどの国立市の保育審議会条例の中で、副会長は会長が委員の中から指名するということになっておりますので、新開先生、どなたかご指名をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

【会 長】 竹内先生にお願いできればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【委 員】 わかりました。

【事務局】 よろしいでしょうか。異議なしということで、それでは竹内先生、副会長のほうをよろしくお願いいたします。

先ほどご紹介いただきましたが一言、よろしいでしょうか。

【副会長】 公共経済学ということで、行政の周りの経済学を勉強していますので、少しでもお役に立てればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、国立市長から本審議会へ諮問書が出ておりますので、諮問書送付を行いたいと思います。前のほうによろしいでしょうか。お願いいたします。

【市 長】 国立市保育審議会会長様。国立市長、佐藤一夫。

諮問書。国立市保育審議会条例第2条の規定により、下記の件について貴会の意見を伺いたく、諮問いたします。

記。

1、諮問事項。子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に定める幼稚園、保育園等の利用者負担の額について。

2、諮問理由。子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、1人1人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立しました。これにより市町村が平成27年4月より小学校就学前、子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等を利用するに当たり、その保護者に対して施設型給付費が支給されることとなりました。ついてはその施設型給付費の利用者負担額を定める必要がありますので、貴審議会にこれを諮問するものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

【事務局】 ありがとうございました。

なお、これにつきましては、既に委員さんのほうの、ごらんになっていると思うのですけれども、資料3のほうに諮問書の写しを添付しておりますので、いま一度ご確認いただきたいと思います。

なお、市長におかれましては、次のご予定もございますので、ここで退席となります。よろしくお願いいたします。

【市 長】 よろしく申し上げます。

(市長退席)

【事務局】 続きまして、ここで諮問等が終わり、会長等選任されましたので、これから会長のほうに当審議会の議事進行をお願いしたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】 では、改めまして始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議題の1番ですね。審議会の運営についてということについて、お諮りしたいと思います。事務局のほうからご説明をお願いできますでしょうか。本審議会の公開非公開と議事録の扱いについて。

【事務局】 それでは国立市保育審議会の取り扱いについてお願い事項が幾つかございます。よろしくお願いいたします。

まず本審議会は公開ということをお願いしたいと思っております。また会議録につきましては公表する形をとりたいと思います。こちらにつきましては要点筆記の形となります。作成に当たり録音させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また会議録のほうは委員確認の後、市のホームページ等にて公表す

る形をとらせていただきたいと思います。また審議会中、会議の写真を撮影することがありますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上の4点につきまして、よろしくお取り扱いのほどをお願いいたします。

【会 長】 事務局からただいま説明がございましたように、ここでお諮りいたしますが、本審議会においても会議を公開とすること、それから会議録を要点にて公表していくという点、その取り扱いについて異議はございますでしょうか。ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】 ありがとうございます。それでは異議なしということで、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、審議会の今後の進め方について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 それではご説明させていただきたいと思います。資料ナンバー7をごらんください。一番最後のページでございます。今後のスケジュールとしまして、こちらの国立市保育審議会日程及び主な審議内容ということで、こちらの資料をもってご説明いたします。

まず第1回審議会、本日、平成26年7月16日、これがきょうでございますね。第2回につきましては、平成26年8月、こちら日程のほうはまた会議の後、皆様の日程を確認させていただいて行っていききたいと思います。また第3回審議会が26年9月、同じく第4回審議会も26年9月、そして第5回審議会を26年10月として、最終答申を出していただき、こちらをもとに12月議会のほうに保育料について条例案を出したいと思っております。

以上でございます。

【会 長】 ありがとうございます。資料7にございますように、本審議会は月に1回から2回ぐらいのペースで会議を進めて、皆様にいろいろご審議いただきまして、答申を先ほど諮問書をいただきましたが、これに対する答申を10月の最終答申をめどに進めていききたいと思います。このスケジュールについて何かご意見がございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。特にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは続きまして、次の議題ですけれども、議題の2番ですね、新制度と保育料についてということについて、話し合っていきたいと思っております。これも国立市さんのほうからご説明いただけますでしょうか。

【事務局】 それでは資料4、資料5、資料6のところで説明させていただきます。

今回、まず保育審議会が今回、開かれているところではあるのですが、まず、なぜ今、保育料を設定するのか。今回の平成27年から始まる予定の子ども・子育て支援新制度について、どのようなものかというのを説明したいと思います。

では資料4をごらんください。こちらはパワーポイントでつくらせていただいているところではございますが、こちらをもとに説明をさせていただきたいと思います。

まず子ども・子育て新制度と保育料についてということで、1ページ目の上段から

になります。先ほど市長からのお話にもありましたように、子ども・子育ての制度ですね、法律が新制度、子育て支援法が始まりまして、こちら下の段に書いてございます関連3法というのがございます。こちら細かくなっているのですけれども、子ども・子育て関連3法でございまして、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う改定法律の制度に関する法律というふうになっていまして、文言を読むと非常にわかりづらいところがあるのですが、基本的なものは子ども・子育て支援法、今までの児童福祉法というのがあるのですけれども、少し変わって子ども・子育て支援法というのがまず制度されました。

認定こども園法というのは、幼保一元化の関係でございまして、認定こども園法の一部法改正が行われます。もう1個、この上の2つに関連する内容の関係法、こちらのほう、教育基本法とかいろいろとこれに関連する部分がありまして、こちらに関する法律の整備にかかわるものという形で、この3つがございます。

主なポイントといたしまして、下に書いてあるのですが、基本的には保育園と幼稚園というものを1つにする幼保一元化という内容ですね。認定こども園という形になりますが、そちらのほうを総合的に推進し、待機児童を解消するというものがございます。

また、2番目のところで共通の給付という形で、ここで施設型給付及び地域型保育給付という言葉が出てくるのですが、施設型給付という言葉と地域型給付というのが今回、今まで保育園というものにつきましては厚生労働省というところからお金が流れていまして、国と都と市で認可保育園等につきましては、委託というような形でお金が流れる形になるのですが、また幼稚園のほうは私学助成という形で東京都からお金を支払っている形で運営をされる形になるのですが、そちらのほうを1つの形、内閣府というところが施設型給付という形で、今まで子どもというものを教育と保育という形で分けていた文科省と厚生労働省の2つのところを1つにし、施設型給付という言葉で給付することを今回つくり上げました。そういうような法律になっております。

また、地域型保育給付というのが、今まで認可保育園や普通の幼稚園、認定こども園というところが施設型給付というような対象となっておりまして、地域型保育給付につきましては、今度新しく、今まで言葉はあるのですが、新しく地域が、各自治体が認可することになります小規模保育、それから家庭的保育、それから居宅ホーム型保育、事業所内保育の4つがこれに当てはまります。

このような仕組みになりまして、今言ったこちらのほうの関連が新しくなるという形になります。

では、1ページめくっていただいて、2ページ目のところになります。先ほどの施設型給付や地域型給付という言葉が出てきて、今度は認定方法についてという形で上段の部分にございますが、今まで特に未就学児につきましては既に市のほうで、保育園につきましては認定といいますが、保育料等を決定し、幼稚園につきましては各施設で金額を決めていたところがございますが、なぜここで認定という言葉をつけて、3

歳から5歳という教育を受けることですね。これは今までの幼稚園のことを指しますが、こちらのお子様たちを、児童を1号認定、3歳から5歳で、かつ保育が必要な児童というところについては2号認定。これは保育園の3歳から5歳のことを指します。ゼロ歳から2歳の保育が必要な児童につきましては、3号認定。これは現在の保育園のゼロ歳から2歳の子どもたち、お子様というのを指します。

この1号、2号、3号という言葉なのですが、下の四角のところにございますが、子ども・子育て支援法第19条第1項の第1号から3号のところの規定が、このような形になっているので1号認定、2号認定、3号認定というような呼び名になっております。

ここからちょっと制度の話になりまして、保育園の制度がどう変わるかという形で、保育園と幼稚園の制度の変更について簡単に説明いたします。

では、今の2ページ目のところの下欄ですね。保育園の制度はどう変わるかという形で、現在、保育園というものにつきましては、「保育に欠ける児童」というものが要件でございまして、それ以外は基本的には預からない、保育の預かりはないとなっています。一時保育事業は別事業という形になっておりまして、基本的には両親が共働きで、お子様を見ることが、保育ができないという形で、「保育に欠ける」という言葉になっておりますが、その場合、保育園で預かるという形になっています。

新制度では、まずその言葉は、「保育が必要な児童については」という文言にかわりまして、上記の認定を、1号、2号、3号の2号と3号になるのですが、を行い認定証をもとに保育施設に対して保護者が直接申し込むという形になっております。現状では、保育園の利用については、各市役所、自治体のところに申し込みをして、市役所のほうで調整を行っているというところでございます。それが直接申し込みという形に新制度ではなるのですが、いきなりこれは変わることはありませんで、当面の間、これは当面の間と書いていないですが、当面の間、保育園の調整につきましては今までどおり自治体が行い、調整を行うというふうになっておりますので、新制度に変わるといったところでも、いきなり直接申し込みをするわけではなく、今までどおり市に申し込みをして調整を図ることになります。

もう一度言いますが、「保育に欠ける」のところが「保育が必要な」というふうにな名前が変わっておるところでございまして、次の3ページ目の上のところを書いてございます。字が小さくなってしまって申しわけございません。左の欄が現行の保育に欠ける理由というふうになっておりまして、上から読ませていただきますと、昼間労働していることを常態としている、就労していることですね。2番は妊娠中であるか、または出産後間もない、3番が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること、同居の親族を常時介護していること、5番が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている者、6番が各号に類の状態にある者ということとなっております。

これが1番から6番まであるのですが、右の新制度になりますと、必要性の事由となりまして、1番から10番までふえてございます。下線が引いてあるところがふえたところになるのですが、求職活動を行っている者、就学、これは職業訓練等という

ことで就学をして、学生のような身分の者。でも保育が必要となる状態にある者。または虐待やDVのおそれがあると。育児休業職中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であることというような条件をさらにつけ加えることで、保育が必要であるというような形で事由が少しふえたという形になってございます。

また、それから下の保育時間の考え方というのがございまして、これも今までは保育園が開所している時間ですね、該当して保育園に預かっている者については、その時間、ご自身が働く時間等がございしますが、その時間を預かる時間となっていたのですが、長時間、短時間という考え方が出てきました。これはまだ決まっているものではないのですが、国が示しているおおむねの時間なのですけれども、1週当たり30時間以上働いている方、週30時間以上働いている方について、もちろん両親ともどものことなのですが、は長時間、長時間というのは実は11時間ですね。保育園で預かることができるということになります。

今度短時間というのは、8時間になります。つまり30時間以上両親とも働いている方につきましては今までどおりなのですが、11時間、認可保育園等でお預かりすることができる形になるのですが、今度短時間というのができまして、1週間当たりの時間が決まっていないところではあるのですけれども、30時間未満のことを指すわけですね。これがまだ決まっていないので、うちの市でも東京都とかでもちゃんと指し示されていないところはあるのですが、こちらがありまして短時間のほうが8時間預かることができます。8時間を超えてしまったものにつきましては、延長利用対応という形になります。

そちらを図で説明させてもらおうと、次の4ページ目を開いてもらって、4ページ目の上のグラフ、グラフというか表になります。基本的に保育標準時間が上で、保育短時間が下になっておりますが、上のほうを見ていただくと、この斜線部分から真ん中の部分、真ん中の部分が8時間、原則的な保育時間8時間になりまして、4歳以上のところに斜線があるのですが、ここが足すと11時間になります。この11時間分は保育標準時間ということでお預かりすると。これが標準時間、長時間といった形になるのですが、短時間になりますと下の段ですね、8時間利用という形になりまして、8時間を超えた場合は延長保育という形で保護者が負担をして、その部分は支払いが発生する。その8時間分は今までどおり保育をするので問題はないのですが、それを超えた場合については延長保育料が発生するというような考え方になっております。

先ほど申し上げましたように、この標準時間が長時間と短時間の区切り、何時間以上週働けば、その部分が短時間と長時間のボーダーラインかというのは、ただいま決まってありませんで、その部分については今後こちらのほうで決めていくところになります。

続きまして、今度は幼稚園のほうの話になります。4ページ目の下の段ですね。幼稚園の手続の流れとありまして、イメージで書いてあるのですが、基本的にこちらのほうは何が通常と変わるかといいますと、基本的には普通に幼稚園のほうは利用者が幼稚園を、通常ですね、募集要項か何かをいただき、それに申し込みをして、向こうのほうで入園の内定が行われます。その後、幼稚園のほうで1号認定の申請をまとめ

て自治体、各市町村のほうに出して、市町村のほうでそれを受理し、交付をするというような流れになっております。

これだけを見る限りでは、ちょっと認定の流れというのはあるのですけれども、基本的には幼稚園の流れのほうは変更ございません。

今まではこちら国立市では、私立の幼稚園等は9園ほどあるのですけれども、条例では幼稚園の保育料というのは決まっていらないのですね。今回は、その部分を決めていただくという形になりまして、今度は5ページ目の上のほうは保育審議会の審議ということで書いてございますけれども、下のところに、こちらのほうでは現在、国立市では先ほどまとめました保育園2号、3号の保育料の部分しか条例で規定されていない。保育料については条例で規定されているのですけれども、今回の新制度では条例で、今回の1号という幼稚園の保育料を制定することが1つふえました。ただしこれは施設型給付となる幼稚園に対してのものでございまして、これ幼稚園のほうは現在、私学助成ということで運営されていると思うのですが、その私学助成の運営と、今回施設型給付に入るものを選択することができるようになっております。ですので、全ての幼稚園が今回の保育料の施設型給付というものに入るかどうかということではございません。ただ、全て全員入らなかったと、各園が全て入らなかったとしても、今回の条例では、新たな制度では幼稚園の保育料については決めなくてはなりません。

6ページ目の2番、国から示された保育料についてという形になっております。国の示した保育料の部分は、基本的にまず、これ今までもそうなのですが、施設が運営するのに必要な経費、今回公定価格という言葉になるのですけれども算出し、そのうち保護者が負担する保育料の上限を示したものという形になっております。公定価格というのが全体的な施設の運営にかかる費用。その中で国や都や市が持つ部分が運営費、施設型給付というようなものになるのですが、その部分とそれと保護者が負担する部分の保育料の2つに分けられる形になります。

3番ですね、下の段に行きます。保育料を検討するに当たり、施設型給付を受ける幼稚園の保育料、1号認定についての現状と新制度の差についてなのですが、現状では幼稚園の保育料は各園で設定しているので統一的な金額はない。国からの就園奨励費と都からの保護者負担軽減補助金が保護者に対して給付されているのが現状です。

新制度では、この施設型給付に入った幼稚園につきましては、今回ここで決める市が定めた保育料が徴収されます、新しいものです。国が示した保育料というものにつきましては、国が出している補助金の関連の就園奨励費と幼稚園の入園料、こちらのほうが含まれているというふうになっております。東京都の保護者負担軽減補助金につきましては、東京都から継続して保護者に給付されるという形になっておりますので、東京都の補助金はそのままなのですが、今回の保育料、幼稚園等の1号認定を決めるほうの保育園については、就園奨励金が加味された額となっています。

次の7ページ目、4、今度は保育園の保育料、2号、3号認定の部分ですが、こちらのほう現状は毎年国から示されている公定価格、国からの保育料がございまして、それをもとに現在、条例で制定されております。現在の保育料というのは所得税の金額に、所得税の額により決定されているものになるのですが、今度新制度では保育料

は住民税の額により決定されることになります。国から示された保育料と比較して今後の保育料を決定するというのが今回の保育審議会で決める形になっております。

説明させていただきましたが、何か質問等。

【会 長】 資料4に基づいて子ども・子育て新制度と保育料の関係についてお話しいただきましたけれども、ここまででご質問等、ご意見等ございませんでしょうか。

ここまでは国立市は全国とそろえて今まで行われてきているということですよ。国立市の独自性ということではなく、国の法改正に合わせてこういったことをしなければならぬというご説明であったと思いますけれども、大体ご理解いただけましたでしょうか。

では、続きまして資料5のご説明をお願いいたします。

【事務局】 では、資料5の説明に入ります。利用者負担についてという形で書いてございまして、1枚めくっていただいたところです。今回、国から仮という形でこちらの保育料が出ております。こちらのほうを読ませていただきます。

【委 員】 済みません、この文章の作成者は厚労省ですか。

【会 長】 資料5の出典は。

【事務局】 こちらは厚生労働省です。

【委 員】 済みません、ありがとうございます、失礼しました。

【事務局】 こちらのほうは国のほうからの説明会で使用されたものをそのまま資料5として使わせていただいております。その中では、まず仮、今回、公定価格が出されて、保育料に示されているところでもあるのですが、今のところ仮の形というふうに出ています。ただ、現在、仮の形というふうに出ているのですが、国では上がるのですか下がるのですかということについては、現在まだ決まっていないところがございまして。これを決まっていないところでやるわけにはいきませんので、国としてもこれから先、仮という言葉は使っているのですが、この形でいくというような話は聞いておりますので、こちらのほうで示されているイメージの位置づけという形につきましては、予算編成等がいろいろございまして、100%という形ではないというふうにならば2番目のところ、利用者負担に関して国が定める水準は公定価格、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものである。新制度の円滑な施行に合わせて地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう今般公定価格の仮算定をお示しする形になってございまして、まだ完全に確定したものではないという形では書いてございます。

ただ、確定されていないといってもそのまま、これ以上の資料はございませんので、これをもとに保育料は各自治体等も進めているところでございます。

では、右下に2と書いてある2ページ目をごらんください。こちらのほうは利用者負担の教育標準時間ということになっていきますので、これが1号認定、幼稚園のところの金額が国から示されたものになります。全部で階層区分といいましょうか、1番左の部分が1～5番までのものに分かれてございまして、それぞれ推定年収が270万円まで、360万円まで、680万円まで、680万円以上といった形で保育料のほうは国から示されている部分になります。

2ページ目をめくっていただいて、3ページ目になります。こちらのほうは3歳以上、先ほどでいうと2号認定と言われるところになります。こちらのほうも左のところを見ると全部で8階層、1番から第8の階層まで分かれておりまして、各推定年収、260万円までと330万円まで、一番最大だと1,130万円以上の推定年収があった方につきましてはこれぐらいの、その右側、1,130万円を見ますと10万1,000円ほどの徴収、これは上限となっておりますが、こちらのほうを徴収、最大でしてくださいというか、保育料にしますよというふうに国からは示されています。

次に、下の右に4とある4ページ目になりますと、3歳未満のものになってございます。こちらのほうも上の3歳以上と同じですね、表とほぼ同じになりますが、少々金額が変わっておりまして、こちらのほうは先ほど言った3号認定の部分になります。3号認定でありますけれども、最大で1,130万円以上の人は10万4,000円という形になります。こちら右のほうを見ますと、利用者負担が保育標準時間と保育短時間とに分かれておりまして、保育標準時間と短時間の、先ほどお話しした11時間というのが保育標準時間、保育短時間というのが1日8時間の部分になるのですが、その場合の保育料につきまして、国の示した範囲では標準時間の1.7%マイナスの部分がある。その部分を基本に設定しているという形で示されております。

資料5につきましては、説明は以上になります。

【会 長】 ありがとうございます。利用者負担の資料について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。お願いします。

【委 員】 2号認定、3号認定のほうは、保育料は所得税から住民税で決定されるようになるというふうに伺ったのですが、これは資料5だと全部所得税額で保育料が決まっているように見えるのですが、これでよいのですか？

【会 長】 推定年収ですかね。階層部分が所得割額と書いてあります。

【事務局】 こちらの例えば右に4ページ目と書いてあるところで、所得割課税額と書いてあるのですが、こちらは住民税のほうの所得割課税というのがございまして、住民税ベースというふうになっております。

【委 員】 旧のほうも所得税で算出したものではなく、新制度の住民税で出しているということなのですか。

【事務局】 左の部分につきましては所得税額と書いてございますけれども、右側のほうは所得割額、所得割課税額。

【委 員】 それが住民税。

【事務局】 はい。こちらのほうでそのまま推移して、所得税の金額だった場合はこの、推定年収で書いてあるので、260万円であった場合の、例えば6番ですね、4ページ目の上から6の所得税額41万3,000円未満というのは推定年収が930万円以下のいう形になっているのですけれども、これを所得割課税に直すと30万1,000円になるという形になっておりまして、金額はそこがスライドするという形になります。

【委 員】 ありがとうございます。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

では、資料6もご説明いただけますでしょうか。

【事務局】 では資料6について説明いたします。こちら資料6につきましては、1ページ目が、まず左側が現行の保育料徴収額というふうになっておりまして、左側が表1で、右側が表2となっておりますが、基本的にこちらのほうがうちの市のほうでつくった資料になるのですけれども、これは国が示したものになるのですが、左側から右に行ったときに、金額が変わらないような形で、先ほどの資料もそうなのですけれども、基本的には国基準で現行があるのですけれども、新制度が示した公定価格を合わせたとしても、ほとんど変わりがないというふうになっています。これはどういうことかといいますと、今までの運営といいましょうか、国が示した全体的な公定価格というのが、平成25年度に示されたもので、平成26年度、今回先に示されたものの運営費、全体的なものにつきましては、保育料につきましては変更がほとんどないという形になります。先ほど言った住民税と所得税の関係はあるのですが、基本的に国が示した全体的な運営費と保育料にかかる部分につきましては、1年年度がかわって示されたものにつきましてはほとんど差がないというふうな形になって書いてございます。ただ、短時間というのがございますので、短時間につきましては先ほどのマイナス1.7%という部分が加味された数値が反映されている形になります。

1枚めくっていただいて、2ページ目。こちらのほうが幼稚園のほうの保育料の1号認定の保育料を設定するに当たり、表3につきましては一番左端のところが就園奨励費等補助金、保護者負担低減補助金と、その合計額を示したものです。こちらなぜこう書いてあるかといいますと、現状幼稚園の保育料というのは、各園で決めているものになっておりますので、こちらのほうではこの設定はされておられません。ですので、まず一番左の表3につきましては、現状の補助金につきまして各生保世帯、住民税非課税世帯という形で階層を分けて書いてございます。

次に真ん中の表4になります。新制度で今回、国基準の徴収額という幼稚園の保育料が示されたものになりますと、生保世帯については0円、最大の21万1,201円以上につきましては2万5,700円が上限として保育料を定めなさいというふうになっております。

一番右の表5につきましては、今後この審議会のところで、こちらの事務局の案という形で出させていただいておりますが、保育料のところは空白になっておりまして、今後どのような形になるかというのを審議していただくものとなっております。

3ページ目にいきまして、こちらのほうは保育園の保育料で、先ほどの言葉でいう2号、3号、現状の保育園のところでいえば保育園の預かっている3歳から5歳のお子様と、0歳から2歳のお子様の部分になります。こちらのほうが左のほうに書いてあるのが国基準に書いてあるもの、住民税ベースで書いてありまして、新制度では表7、右のほうになるのですが、こちらのほうも空白とさせていただきまして、こちらのほうを決めていただくという形になります。

ただしもう1枚めくっていただいて、4ページ目をごらんください。表8と書いてある左の部分なのですが、現在、国立市の保育料はこれが条例で決めさせていただい

ている保育料なのですが、今まで国が示した現在8階層、8つの階層に分かれておるところが、国立市では実は25階層に分かれております。こちらのほうが基準となつて、今度右の空白のところになっておりますが、こちら所得税ベースで書いてあるものを住民税ベースに変えた場合、このようになるという形で、とりあえず空白で書いてございますが、こちらのところも同様に、この審議会で決めていただきたいと思います。まして、事務局のほうでつくった表となつてございます。あくまで案という形でこういうふうにつくらせていただいておりますので、審議をする中でこういうつくり方ではわからないと言った場合ですと、つくり変え等はこちらのほうでさせていただきます。

説明は以上です。

【会 長】 ありがとうございます。資料6についてご質問、ご意見はございますでしょうか。

【委 員】 非常に丁寧に説明していただいてありがとうございました。お疲れさまでした。表がたくさんあって大変ですね。

ちょっと確認したいのですが、資料6のたくさん表があるところですけども、まず新たに幼稚園1号という認定で保育料を決めなければいけない。これは表5ですね。

【事務局】 はい。

【委 員】 それと並行しつつ、保育料についても改定する。今、値を見ているのですが、表1というのがあって、これは国ですか、厚労省が示した数値なので、それをもとに今は4ページの表8、切り離してある、上下があるのを見ているのですが、表1をベースに、表1は霞が関で決めた目安基準、これをもとに表8、国立市独自の徴収額を決めている、そういうことですか。

【事務局】 そうです、国から示されているものが基本的な保育料です。

【委 員】 表1。

【事務局】 表1が現行なので、新制度のほうは表2のほうになると。

【委 員】 ではなくて、現行は表1をもとに、表8を決めているのですか。

【事務局】 はい、そうです、表1から表8を出している。

【委 員】 次にあるのは、もととなる表1は変わってしまつて表2になるのですね、もうすぐ。

【事務局】 はい。

【委 員】 今度はでは同じ対応で何か表9なり表7をつくる、そういう感じですか。

【事務局】 はい、そうです。表7のところはまだそのまま、第8階層しか書いてないところでもあるのですが、恐らくこちらとしては現状の25階層に分かれているこちらのほうに合わせていただきたいと思いますというふうには考えています。

【委 員】 では表1から8へというものだったものが、表2から表9にという対応なのですね。

【事務局】 はい。

【委 員】 わかりました、ありがとうございます。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

【委 員】 済みません、数字を見るのが好きなもので。表1と表8を今、見比べています。表1というのが厚生労働省の目安ですよね。この金額と表8の金額を比べると随分違う、具体的にいうと国基準のほうは例えば高いですよね。表1のほうは高い値段書いて、表8はすごく安いのは、これはやっぱり国立市のほうはそんなにがめつく取らない、そういう感じなのですか。

【事務局】 そうですね、こちらのほうは現在、保育料が上限が先ほど右の表1のほうで示されたものになっておりまして、それに少し市のほうで保護者の保育料について少し市のほうでお金、補助金というわけではないが負担をしているところでございますので、最大4万9,500円が上限となるという形で保育料を現在、決定してございます。

【委 員】 わかりました、ありがとうございます。

【会 長】 ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

我々がこれから審議していくのは、表5を作成することと、表7もしくは表9に当たる部分を埋めていくということの理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【会 長】 本日はその具体的などころはどこまで進めれば、予定としてはどのようになっていますか。

【事務局】 予定といたしましては、まずは1号、保育園、幼稚園のほうと保育園の保育料、どちらを先に決めるかからお話をしていただき、そこからとりかかっていたいただければと思います。

【会 長】 なるほど。幼稚園と保育園とどちらを先に決めるかということですが、どうなのでしょうね。今、保育園のほうは現行の表があるということで、こちらを先にしたほうが決めやすいのでしょうか。新しいものよりも現行のものを来年度以降の新制度に合わせて決めていくということで、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、表9ないしは表7に当たる部分をまず審議した上で、1号のほうの表5についてまたこちらでお諮りするということで進めさせていただきたいと思います。

ほかにきょう決めておくべきことはございますか。

【事務局】 きょうは今、資料をお示ししたという段階ですね。まずこの会で何をやるべきかと、ちょっと簡単な、お示ししたということです。実際に保育料につきましては、さっき所得税ベース、住民税ベースという話が出たと思います。今、例えば資料の表8ですね、資料6の最後ですね。現行の市のこういった階層別になっているのですけれども、では、それを住民税ベースでやったときに単純に、例えば現状だったらこんな移行をするかということ、ちょっとそう単純ではないということです。それは今、事務局のほうでこれからちょっと計算したりとかして、それをどういうふうに行行から、この示した枠の中でどういうふうになるのかというのは、次回以降でお示したいと思いますので、きょうはこういう形でまず議論しますというところでとどめさせていただきたいということでございます。そういったご理解お願いいたします。

【会 長】 では、きょうはこの資料を我々が理解して、次回以降これについて話し合えるように、もしご質問とかあればきょうのうちに、ここがわかりにくかったとか、

ございませんでしょうか。お願いします。

【委員】 さっき国から上限というのが出ていますよというお話だったと思うのですが、その中で国立市で保育料を段階、階層ごとに決めていますというお話だったのですけれども、下限値とかというのはあるのですか。ここよりは少なくともはできないというのが多分あるのだと思うのですが、そういうのもちょっと次回以降示されるという感じ。

【事務局】 今の質問に出たのは回答いたします。下限値はございません。ですので、全て保育料0円というような形も。

【事務局】 ちょっと補足で。上限というのは国が示して、この範囲は国がある程度制度的に金銭を支援します、そういった中で決めていくことなのですが、下限値を、下を決めていくにはそれなりの財政的な支援が必要になりますので、それは市がどう見るかとか、そこに影響してくるのですね。ですので、そういった意味では保護者負担を減らすと、そこに財政支援、国はここまで出しますよ、それに対して都なり市なりがどう出しますよ、そういう議論になりますよね。ということから、先ほど言ったように下限値は特にはないです、ないということです。ですので、そういった議論ができるようにちょっと資料をお出ししないと、ではどこどこでつけるとか、今がどういう状態なのかということの比較資料が必要になるという傾向になります。

【委員】 今、預けている身としては、できれば安いほうがいいなと思うのが本音なので、そういった、これはこのぐらいは支援できますというような資料を次回以降見せていただければ、それを検討材料にしたいなと。よろしくお願いします。

【事務局】 次回以降ということ。

【会長】 ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【委員】 また資料6でちょっとお伺いしたいのですが、資料6、1ページ、表1と表2を比べております。ぱっと見、全く同じ数字が入っていますね、8時間預かりとかは別として。なのだけれどもやっぱり所得税ベースと住民税ベースで来ているので、これ本当にどの程度まで完全に対応しているのか。例えば資料6、1ページ、表1を見ている。表1のど真ん中に3万円というわかりやすい数字がありますよね。所得税4万円未満の世帯が例えば3歳未満のお子さんを保育園にお世話になっている場合には、月に3万円払う。月に3万円まで取っていいよという国の基準ですね。これ、ままた右に目を移すと、表2では国立市民税所得割9万7,000円未満となっていて、やっぱり3万円。心配なのは例えば、すごく特殊なケースを考えて、所得税が3万9,999円の人が入って、その人というのはいわゆる3万円目安で取りましようということになっています。具体的にはもちろん表8の細かい表を見ているのですけれども、気になるのは所得税3万9,999円の人が市民税所得割でいったらこれ9万6,999円、ちゃんと該当するのですか。勝手にいきなり階層が上がってしまったりはしないのですか。

【会長】 お願いします。

【事務局】 実はそこにつきましては、まだ検証ができていないところではございます。今のお話のとおりきわといいたいでしょうか、1円単位でずれた場合に、こちらのほうに

どれだけ影響するのか、右から左にどこまで影響するかというのは、今、検証しているところですし、それについては今、こちらのほうで検証しないでお答えすることはできないと思います。今後資料等を出して、検証をする予定でございます。

【委 員】 補足で済みません、ただ現状、実際に今、保育園に行っている方の税務調査はできるわけですね、実際にできますね。それで実際、では何世帯が今、例えば現行の表1だったらそれぞれの階層にいて、全くそのままのデータ、もちろん所得は変わりますけれど、一応今あるデータを使うと、この表2ではどのぐらいの階層に皆さん移るのかというのは多分シミュレートはできる。

【事務局】 できる。

【委 員】 多分、その数字がないとこのまま横滑りなのか、ちょっと心配になるので、どうしてもぎりぎりの方は上がってしまったり下がってしまったり避けがたいとは思いますが、その辺ちょっと、では何世帯が表1でそれぞれ分布していて、同じ数字を使って表2で分布すると何世帯、階層別でなるのかという数字はぜひください。

【事務局】 はい。

【会 長】 ほかに何かご意見、ご質問、ご要望、事務局への資料の要望が今、2つ出ておりますけれども、こういうものがあつたら次回話しやすいということがございますか。よろしいでしょうか。

【委 員】 また資料6、2ページにある表5というのを見ています。これも新しい制度で、もちろんこれから話すことだと思うのですが、ただ、一応バランスと調整が出てくるので、一応射程というのを、範囲を知っておきたいのですが。表5が空欄になっています、ここを埋めるのですね。表3というのはあくまでこの金額、徴収額ではなくて、これは各ご家庭がどれだけの補助金を政府から受け取っているかですね。やっぱり知りたいのは、もちろんこれはプライベートな情報かもしれませんが、やっぱり実質的な負担額がどうなっているのかというのは、こちらに幼稚園の方の代表も来られているので、大体規定ではこうだと。そこから表3の補助金金額を引くのですよね。それが実質的な負担額だと。この目安、現行がないとやっぱりちょっと表5がうまく回らない気がするので、その辺の数字というのは。

【事務局】 この表につきましては、実は各幼稚園の保育料がまちまちというところがございまして、最大のところと最低といいたいでしょうか、あえて低いところでそれぞれあるのですが、この就園奨励費のところ、保護者負担軽減補助金のところは各所得によってばらばらになってしまいますので、その部分が平均でという形で出すことはできるのですが、補助が全部ばらばらになってしまうので、なかなか実質負担額というのが難しいかなというふうには感じています。

【委 員】 これは皆さんご意見異なると思うのですが、私は平均でもいいので何かないと、10万円ぐらい払っているとか、また全然話は変わってきますから、全く済みません、私は保育園にお世話になっているので。平均でも、並べなくていいので参考ぐらいまで、4園ですというのはちょっとお知らせいただきたいなと思います。

【事務局】 では、平均という形で、保育園の保育料を出させていただいて、それで補

助金を合わせたところをつくらせていただき、次回までにつくらせていただきます。

【委員】 よろしくをお願いします。

【委員】 私ども国立に限ってのことなのですが、9園ありましても全部私立で公立がないというところで、その9園の中でも比較的平均的なところと、構成はそれぞれありますよね。大学がついているところとか、というところでかなり幅はあるのですね。その平均を調整するのですか。保育料そのもの、授業料と呼んでいるもの、ことをおっしゃっているわけですね。

【事務局】 とりあえず平均という形ですので、3、4、5でそれぞれ金額が変わる部分もございますので、とりあえず3歳、4歳、5歳のそれぞれのこちらが把握している保育料を、各園の保育料から出した平均という形にさせてもらおうと思っております。もしそれでなければ何か案があればこういうのが、こういうものがあればと言っていたら、それに合わせて平均をつくらせていただくことになりますが、いかなものでしょうか。

【会長】 いかがでしょうか、皆様。今、川上委員がおっしゃってくださったのは、かなり飛び抜けて高いところを入れてしまうと、普通の平均よりも何か変わってくるのではないかとということなので、竹内委員のほうがどのような資料が必要なのかということだと思っております。

【委員】 例えば、そうですね、中央値とか、あるいはそれこそ上位というか、一番高いところの4分の1の平均、真ん中の平均、下というか安いところの平均という感じで幾つか出したり、あるいはもう9園であれば表に出していただくのが一番。

【会長】 本当はそうですね。

【委員】 平均をとるよりはそのまま別表で、ちなみにこんなような現行で皆さんやっていたらしゃるのですというのがあるほうがいいかもしれません。平均よりもそのほうがいいかもしれません。

【会長】 公開はされているのですか、保育料、授業料。

【事務局】 こちらのほうでは各園にしおりをつくっていただくという形で依頼させていただいて、こちらのほうでわかっている保育料がありますので、それをもとにつくろうと思います。ただ、実際に各園のところで実際につくれば、バス等が実費ですよね、バスを使っていたり、何々に使っている場合とかという実費部分が上乗せされている等ありますので、その部分については実際にこちらのほうではわからないです、わかる限りの、今、いただいている資料の中での平均という形の資料を出す形になると思います。

【会長】 そうですね、園名を伏せていただいても構わないので、9園がどんな形で取られているかという実態がわかればありがたいと思います。

ほかにはいかがでしょう。

【委員】 皆さん、お子さんがお待ちで、私も早く帰りたいのですけれども、子どもが待っている。おっしゃった下限のところはすごくよくわかって、ただ、これは位置づけ、つまり要するにやり方としては国の最低基準なのでしょうね、国がこれだけお金を払うから、あとはご自由にやってくださいなのです。それはもう利用者とい

う言い方はあれですけども、保護者から取るなり、それはもう勝手に、税金で使うのは勝手にやってくださいなので、基本的にはもう地方自治なので、もう議員さんで、幼稚園のもう授業料はゼロにしましょうという議員さんがたくさんいればゼロになります、そうでない場合はそうならいと、そこなので、この位置づけを知りたいのです。これは条例案のベースになるものが出るのですか、この答申というのは。

【事務局】 この審議会の答申をもとに、条例を12月議会に提出する予定でございます。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 済みません、資料7の今後の日程なのですが、きょうの主な審議内容の中に他市の状況、国立市の保育料についてというのに、(他市の状況)というのがございますが、これは、今日資料はないということで。

【事務局】 申しわけございません。

【会長】 よろしいですか。では、次回以降また。

【事務局】 やっぱり比較するのに、ある程度他市の状況とかもお示しする必要があるかなと思います。それは次回、済みません、きょうはおつくりしていないので、提出させていただきます。

【会長】 ありがとうございます。何でもご自由に、せっかく集まっていたいたので、ご意見をいただけるとありがたいのですけれども。大体理解していただいたということでよろしいでしょうか。

では、次回の会議日程を決めなくてはなりませんが、第2回の審議会が資料7の予定表によりますと、8月に保育料の審議ということで、先ほどお諮りしましたように、保育園の保育料を先に、次に続いて幼稚園の保育料という形で審議していきたいと思いますが、8月の日程で事務局のほう、何かお考えはございますでしょうか。

【事務局】 今回、8月の予定が、会議室の関係がございまして、会議室が8月18日でしたらば、隣の第3、第4会議室というところがとれるのですが、実は今回、体育館が改修工事をやっております、例えば違うところ、体育館の2階のところに広いところがとれるのが前はあったのですが、今回それがとれず、あとは国立市の中での会議室になりますと第1、第2会議室があります。あと第3、第4も同じようにとれるのですが、第3、第4しかとれなくて、それが8月18日となってございます。ちょっとうちのほうの会議室の問題で大変申しわけなのですが、こちらのほうが現状になっております。

【会長】 皆様、8月18日のご予定はいかがででしょうか。

【委員】 済みません、必ず会議室でなければならないのでしょうか。というのは、先ほど子どもがいらっしゃると言っていたのですけれども、私にも子どもがいるので、できれば金曜の夜とか、また、この会自体に傍聴したいという方がたくさんいるのですけれども、やはり水曜のこの時間というのは、なかなか子どもがいるので来られないという方が多いので、できれば、難しいのであれば保育園とかで開催していただいて、保育があることでたくさんの方が傍聴にも来たいという方がいるので、そちらも検討していただければと思うのですが。

【会 長】 なるほど。いかがでしょうか、そういうご提案がございましたが、保育園で開催するということは可能ですか。

【事務局】 今の、まず時間的にはこの時間でよろしいのか、それとも昼間の時間のほうがよろしいでしょうか。

【委 員】 毎回この時間でなければならないのでしょうか。

【事務局】 特には。

【委 員】 例えば土曜の午前中とか。

【事務局】 昼間、夜ということで、昼間のお仕事、先生方、お仕事とかあります。皆様、夜だと逆にお子様のということなのですけれども、その辺は調整だと思いますけれども、ある程度その辺の関係で、どちらかにということで、比較的こういった審議会ですとどうしても夜というのが多いということなのです。ということの状況の中で、ご検討いただければと思います。

【委 員】 正直昼のほうがありがたいのですけれども。

【会 長】 私も8月は特に、夏休みというか、授業がないので昼間でも大丈夫ですけれども、18日の昼間というのはいかがですか。

【委 員】 あるときは昼間、あるときは夜というのは困る。

【会 長】 それは困るのですね、なるほど。どういたしましょうか。

【委 員】 どっちがいいのですか。あと4回あるわけですし。どちらかというとなら昼間のほうがありがたいぐらいです。

【会 長】 昼間のほうがご都合つきやすいと、夜のほうがご都合がよろしいという委員の方はいらっしゃいますか。いかがでしょう。

【委 員】 どちらと極端なあれはないのですけれども、昼間仕事が入ってしまえばちょっと昼でも出られないときももちろん出ます。

【事務局】 ちょっと今、私ども用意が悪くて申しわけないのですけれども、昼間の場合、市役所の会議室がほぼあいていないということと、あと今、保育園とか幾つか当たれると思うのですが、昼間はもちろん保育ということで、お部屋の調整がやっぱり不可能かなと思ひまして、そういった状況があります。ほかに案があれば、ちょっと今、私どもそういった持ち合わせていないのですけれども。

【会 長】 会議室、夜なら。

【委 員】 できれば金曜日の夜ですと。

【委 員】 22日はだめですか、22日金曜日ですね。

【事務局】 22日ですか、夜。

【事務局】 8月22日、ちょっともう一回見てきますので。

【委 員】 一番本当に。

【会 長】 大事ですよ。

【委 員】 当事者の人が来られないことには。

【会 長】 金曜日の夜でしたら、ここの会議室でも大丈夫ということでもよろしいですか。では、もし大丈夫だったらですけど。9月以降も金曜日をセッティングしたほうがいいですね、では。

- 【委 員】 大体寝る時間がおしてありますので。
- 【会 長】 そうですね。
- 【委 員】 毎回次回のことについて決めるのですか。
- 【会 長】 もう日程は全部決めてしましましょう。
- 【委 員】 というのは次回決めるだけで、またこうやって一応全員に聞きます、昼間がいいでしょうか、次回は、では夜にしますか、日程を決めるだけの時間をとるというのは全く無意味だと思います。
- 【会 長】 そうですね、おっしゃるとおりですね。こちらのほうで日程をきょう決めさせていただいてもよろしいですか。
- 【事務局】 今、8月22日は第3、第4両方ともあいておりましたので、今、とらせていただいて。
- 【会 長】 では、次回はとりあえず8月22日の同じ時間、夜7時からということで、こちらの第3、第4。
- 【委 員】 都合が悪いのですけれども、個人的にもちょっと。都民連のほうで全体のあれが22日。
- 【事務局】 お仕事。
- 【会 長】 お2人欠席となってしまうということですが、いかがいたしましょうか。
- 【委 員】 18日の月曜日か、22日の金曜日。
- 【会 長】 多く出られるほうということにいたしますかね。
- 【委 員】 ユーザーさんの多いほうが、一番保護者の、負担する方たち。お任せします。
- 【会 長】 18日でご欠席という委員の方いらっしゃいますか。18日だったらちょっと厳しい、厳しいですね。22日はお2人ということなのですからけれども。いかがいたしましょう。皆さんご意見をいただければと思います。
- 【事務局】 ちょっと私ども事務局の勝手に申しわけないのですが、なかなか全委員さんの日程というのは、またちょっとこの場合は18日か22日で、会長、この後、ちょっと事務局と相談して決めさせていただくということでもいいですか。
- 【委 員】 いや、今、決めてしましましょう。
- 【事務局】 では、この場で決めてよろしいですか。
- 【委 員】 誰かが必ず出られないので。
- 【会 長】 済みません、18日か22日ということなのですからけれども、全員の先生に出ていただくのが一番いいのですけれども、ではお2人、委員の方が抜けられるということよりも、ちょっと同じレベルで人数、本当に数だけのあれなのですからけれども、では今回は18日にさせていただいて、できるだけ9月以降は金曜日の夜を設定させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか、済みません、川田委員、申しわけございません。
- 【事務局】 いずれにしてもまた予定表でお示しさせていただきます、次回以降。済みませんでした。
- 【委 員】 18日月曜日の19時。

【会 長】 次回以降の第5回まで、きょう決めてしまってもよろしいですか。毎回こういうふうに決めるのではなくてということなのですか。

【事務局】 この場では時間がちょっと難しいので、次回以降はよろしいですね、また別途ということで。

【会 長】 神田委員、よろしいでしょうか、そういうことで。では、次回は8月18日の7時からということで、また次回以降につきましては事務局と打ち合わせしながら決めていきたいと思います。

【委 員】 基本はでも金曜日の午後7時、そこを狙うと。

【会 長】 金曜日の7時以降をなるべくあけるようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

では、きょうはここまでにしたいと思います。皆さん、ありがとうございました。

【事務局】 最後に1つだけ。

【会 長】 お願いします。

【事務局】 皆様と連絡をスムーズにするために、何かメールであるとか、お電話番号、そういったものを教えていただけたらと思うのですが、ちょっとこの後のお時間とらせていただいてもよろしいでしょうか。

【会 長】 皆さん、お残りいただくようによろしく願いいたします。

— 了 —